

特 記 仕 様 書

本特記仕様書は「倉敷市児島モーターボート競走場 補助照明設置工事」に適用し、必要な事項を定め契約の適正な履行の確保を図るものである。

1. 概要

曇天や悪天候時の競走水面の照度不足によって、競技運営に支障を来すおそれや、令和8年度より薄暮レースを実施することに伴い、レース判定の正確性、選手の走行安全の確保を図ることを目的として、補助的に競走水面を照射する照明設備を整備するものである。

2. 工事場所、工期

工事場所：倉敷市児島元浜町6番地3 地内

工期：契約日から令和9年3月31日

3. 主要機器

- ・LED投光器 44台 参考型番：E43014N/NSAJ2(岩崎電気)相当
定格光速：170000lm以上、光源色：5000k、平均演色評価数：Ra80以上、光束維持時間：40000時間以上(光束維持率95%)、光害対策形、挟角タイプ、重耐塩仕様
- ・分電盤 3面 製作盤
屋内露出自立・壁掛型、鋼板製、標準色塗装 ※詳細は図面参照
- ・LED電源装置収納盤 2面 既製品盤
屋内露出壁掛型、鋼板製、標準色塗装 ※詳細は図面参照

3. 特記事項

- 1) 照明器具設置後は、日本モーターボート選手会岡山支部による試走や日本モーターボート競走会による確認を実施し、照明器具の設置位置及び照射角度の最終確認を行うため、受注者は試走に立ち会い、必要な操作及び調整を行うこと。
- 2) 図面に示す照明器具の設置位置は参考とし、照射角度及び照射範囲については、市監督員と十分に協議のうえ決定すること。
- 3) 照明器具の点灯スイッチは、スタンド棟5階主審室及び同階中央監視室に設置すること。

また、誤操作防止のため、保護カバー等を設け、容易に操作できない構造とすること。

- 4) 照度測定は、競走水面上においても実施すること。測定に使用する船舶（燃料を含む。）は事業局所有のものを使用してよい。なお、操縦士が必要な場合は、これに要する費用は受注者の負担（有償）とする。※事業局が操縦士の手配することも可

5. 作業時間、作業日

- 1) 工事の工程（作業日及び作業時間）の決定については、あらかじめ監督員の承諾を得ること。なお、原則作業はレース開催日には実施しないこと。また、天候その他の理由により作業日を変更する場合は、速やかに変更後の工程書類を提出すること。ただし、緊急を要する作業、又は休日若しくは夜間に実施する作業で、あらかじめ監督員の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2) 屋上での調査であってもレース中は、競走水面から見える位置に入ることは禁止とする。
- 3) レースを開催しながらの工事となるため、工種により作業時間に制約がある。このため、詳細な作業時間については、市監督員と協議のうえ決定すること。

6. 仮設計画等について

- 1) スタンド棟施設整備事業の施工者である「大成建設・まつもとコーポレーション・松田平田設計特定建設工事共同企業体」（以下「JV」という。）が工事を行っているため、場内の出入口や材料の搬入等については、事前にJVと協議のうえ必要な許可を得ること。
- 2) 作業車両等は市監督員と協議のうえ、指定場所を使用すること。なお、スタンド棟場内への車両の乗り入れは不可とする。
- 3) 休憩場所、資材置場、喫煙所及び便所は、市監督員と協議のうえ、指定場所を使用すること。なお、使用後は清掃を行い、原状回復すること。また、資材置場は施錠できない場合があるため、資材及び工具等の盗難、紛失その他の損害について、市は一切の責任を負わない。また競走水面への材料等の飛散には細心の注意を払うこと。
- 4) 電源及び水道を使用する場合は、場内の指定場所を使用すること。なお、使用料は原則として無償とするが、大量に使用する場合は有償とする。

- 5) 現場事務所を設置する場合は、設置場所等について市監督員と協議のうえ決定すること。
- 6) エレベーター、通路、作業場所はすべて養生を行うこと。
- 7) 照明器具その他資機材をクレーン等により揚重する場合は、事前に搬入・揚重計画書を作成し、市監督員及び JV の承諾を得たうえで作業を実施すること。

7. その他

- 1) 安全かつ円滑なレース運営を確保するため、機器の保証期間（１年間）内に故障が発生した場合は、土日祝日問わず受注者の負担により速やかに修理又は新品への取替えを行うこと。
- 2) 防水層については、作業着手前に傷その他の損傷の有無を確認すること。既存の傷等を確認した場合は、市監督員立会いのもと事前確認を行うこと。なお、施工後に傷その他の損傷が確認された場合は、その原因の如何を問わず、すべて受注者の負担により補修すること。また、防水層の保証が失効した場合その他これに伴う補償についても、受注者の責任において対応すること。
- 3) 工事に伴い施設、設備その他既設物件を損傷した場合は、受注者の負担により速やかに原状回復すること。